

女性弁理士の活動紹介
～審・判決調査員としての日々～

はじめまして、の先生が殆どかと思えます。2012年合格の本間と申します。

弁理士になってから三度の産休・育休を挟み、4年ほど前から、ようやく仕事を継続できる環境となりました。現在は事務所勤務の傍ら、特許委員と関東会の研修対応委員をやらせて頂いています。弁クの判例研究会は幽霊部員となっており、参加率を高めるのが2023年の目標です。



弁理士 本間 恵

本コーナーの執筆を機に女性特有の経験は何だろうと考えたところ、育休という制度を本来の目的以外に、特定侵害訴訟代理業務付記のための勉強に活かしたことが、そのひとつではないかと思ひ至りました。

家事育児をしていると、集中できるまとまった時間は取れないものの、ちょっとした隙間時間があります。勉強が一気に捗るわけではないのですが、塵も積もれば…でして、5分、10分といった時間がちょこちょこあることで、かえって常に頭の中で民法民訴のことを考えていたこととなり、結果として、付記試験合格につながったのではと考えています。

そして付記登録をしてから、数か月後である2020～2021年度の2年間弱、私は特許庁審判課にて審・判決調査員という業務に従事しました。当事者系審判や訴訟の経験がなかった私が調査員になれたのは、この付記のおかげではないかと思っています。

審・判決調査員をご存知の方はあまり多くないかと思えます。採用情報の業務内容には、

- (1) 審判事件についての民事法的側面からの調査・分析及び審判部内からの法律相談についての民事法的側面からの対応等の業務
- (2) 口頭審理の傍聴と、口頭審理の審理指揮や関連書類についての分析・参考意見の作成
- (3) 審決取消訴訟が提起された審判事件についての審決・判決の分析と資料作成
- (4) 最先端技術を含む審査・審判関連情報についての調査・分析等
- (5) 審判制度の普及啓発に関する業務等
- (6) 審判制度の運用状況及び各種審判事件や関連判決についての調査・検証・分析・資料作成
- (7) 審判実務者研究会に関する業務（事例検討、研究会への参加、資料作成等）
- (8) 審判制度の課題の把握、現在の運用の分析、改善策の提案、及びそのために必要な関係者との調整・折衝等の周辺業務
- (9) 外国の審判制度や裁判例についての調査・分析・資料作成

といった記載があり、弁護士と弁理士が対象です。上記から具体的な業務内容をイメージすることは難しいのですが、（私が在席していた時と、現在とで少し変わっているようではありますが、）せっかくなので一部をご紹介します。

上記業務の中でも、調査員卒業後の私の弁理士業務に最も影響を与えたのは、(1)でした。民事法的側面ということで、審判官の方からのご相談内容は手続面や証拠等に関するものであることが多く、弁護士調査員が主として対応することが多いです。しかし、主担当の調査員を審判決例の調査等により補佐する形で弁理士調査員も携わることができました。調査を通して過去の事件を知ることができるのみならず、主担当が作成した報告書を、数人の調査員間に回付、リバイズし、まとめあげるというスタイルは、一人で業務を遂行しがちな弁理士からすると「チーム」を感じられる非常に頼もしいものでした。また、法的書類に慣れている弁護士調査員ならではのまとめ方であり、論理構成の観点から非常に勉強になるものでした。

また、上記(3)や(6)は給与を頂きながら判決や審決をじっくり読むことができるといった、この上なく贅沢な業務でした。例えば、審決取消訴訟の判決と前審となる審決の両方を読むことができますし、侵害訴訟における無効の抗弁に対する裁判所の判断と、無効審判における合議体の判断を見比べることもできます。しかも、特許のみならず、商標や意匠の事件にも沢山触れることができ、とても得難い経験であったと思います。また、侵害訴訟の判決からは、権利化後の知的財産権がどのように市場に影響をしているのか、という事情を感じることができ、明細書作成→中間対応→権利化を主な業務とする事務所勤務の私からすると、権利化後までを意識する良いきっかけとなりました。

なお、(7)の審判実務者研究会は審判部の一大イベントであり、産業界、弁理士、弁護士、審判官に加え、裁判官の方もオブザーバ参加くださる研究会です。下記 HP に過去の「審判実務者研究会報告書」が載っていますので、ご興味があればご覧になってみてください。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html

審・判決調査員は特許庁の非常勤職員で、兼業可という珍しい職種ではないかと思えます。私は主に経験を積みたくて調査員となり、特許庁で週3日、事務所で週2日勤務していました。共に従事した調査員の方々は、知財に強くなりたいと考えておられる弁護士さんであったり、独立して事務所を構えたばかりの先生であったりと、各人の状況に応じて、それぞれのモチベーションとペースで勤務されていたかと思えます。特許庁で上記のような非常に多くの実りがある時間を過ごすことができたのは、特許庁の方たちのみならず、周りの調査員の先生方にも恵まれたお陰でした。調査員を卒業した今でも、共に業務を行った先生方とは交流が続いており、情報交換であったり、勉強会であったりと、多くの刺激を頂いています。冒頭の弁クの判例研究会のみならず、この調査員仲間の勉強会への参加率を高めることも新年の目標です。

2023年が、すべての皆さまにとりまして、幸多きものとなりますように。

2022年12月31日

本間 恵